

弊社労働者代表の選任について

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更するときや会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。

2020年4月1日に施行される改正労働者派遣法第30条の4第1項に基づき、派遣労働者の待遇を労使協定方式により決定するための手続きにおいては、会社の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た、会社の労働者代表を決定しなければなりません。

弊社が今回選出する労働者代表は、下記の労使協定につき、弊社側との締結当事者となっていただきます。

つきましては、下記の要領で候補者の選出および代表者の選任にご協力をお願い申し上げます。

記

- 1、 派遣労働者の賃金等に関する労使協定(労使協定方式による待遇の決定・実施)
- 2、 派遣労働者の賃金に関する労使協定の改定

弊社の労働者代表に立候補される方は、下記「労働者代表立候補に関する注意事項」をご確認の上弊社へご連絡下さい。

《労働者代表立候補に関する注意事項》

弊社の重要な業務をご担当いただきますので、以下のすべてに該当されている方に限り、立候補して頂くことができます。

- 任期を1年間とするため、2020年3月31日(受付締切日)時点で弊社就業中で、2020年4月1日以降の雇用契約が見込まれる方
- 代表者選出の際、氏名、雇用形態及び職歴の開示に同意いただける方
- 守秘義務を厳守いただける方(別途誓約書を締結していただきます)
- 弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

以上、宜しくお願いいたします。

Kyoudou project株式会社